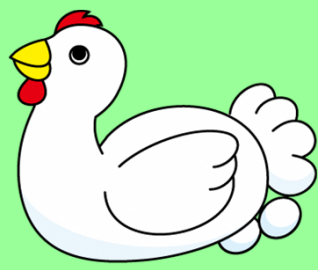
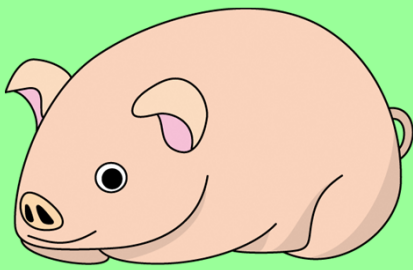
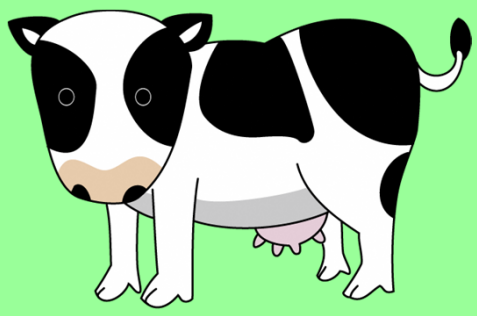


家畜飼養者のみなさんへ

安全な畜産物の生産は 正しい飼料の給与からです!



反すう動物用飼料への動物性たん白質の混入を防止しましょう

反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン

BSE発生防止を目的に、牛などの反すう動物用飼料(A飼料)への動物由来たん白質(肉骨粉等)の混入を防止するための管理方法の基本指針を定めたものです。

飼料の給与に当たり、対象家畜や定められた使用方法等を遵守することが重要です。

- ・A飼料:牛、めん羊、山羊及びしかに給与するものとして取り扱う飼料及びその原料
- ・B飼料:A飼料以外のもの(鶏、豚用の飼料のほか、動物性たん白質を含むものすべて)

食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン

食品残さ等を利用した飼料製造の安全性のために、原料収集、製造、保管等の管理方法を定めております。

動物性たんぱく質を含む食品残さについては、牛など反すう動物用飼料には使用できず、豚や鶏用であっても(B飼料であっても)、農林水産大臣の確認手続きを受けた工場で製造されるなど利用に制限のある原料もありますので、使用する飼料の原材料を確認する必要があります。

◎ 牛やめん羊などを飼養する農家の皆さんが守るべき事項 ◎

- 牛、めん羊、山羊及びしかには、A飼料以外のものを給与しない。
A飼料給与用の器具(給餌車、シャベル、バケツ等)は専用化する。
- A飼料は、専用の容器(タンク等)や専用の保管場所に保管する。
- 牛用飼料を受け入れる際は、伝票等により「A飼料」であることを確認する。
- 牛以外に豚や鶏も飼っている場合は、A飼料とB飼料を同時に受け入れない。
また、A飼料とB飼料の受け入れ口は、それぞれ別の受け入れ口とする。

家畜を飼養する生産者として飼料を確認する義務があります

購入元や製造元は、飼料安全法の届出のある業者ですか？

飼料安全法で定められた表示票が添付されていますか？

表示票は、対象家畜、原材料などを確認後、必ず保管しておきましょう

反すう動物用飼料への動物性たん白質の混入を防止しましょう

○ 飼料原料の利用規制

(平成29年3月現在)

区分	由来	給与対象		
		牛など	豚・鶏	
動物性たん白質	ゼラチン、コラーゲン(確認済のもの)(注1)	○	○	
	乳、乳製品			
	卵、卵製品			
	血粉、血しょうたん白	牛(SRM等(注2)を除く。豚・馬・家きんと混合を含む。)(確認済のもの)	×	×
		豚、馬又は家きん(確認済のもの)	×	○
		豚・家きん混合(確認済のもの)	×	×
		めん羊・山羊・しか	×	×
	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉(チキンミール、フェザーミールを含む)	牛(豚・家きんと混合を含む。)(確認済のもの)	×	×
		豚又は家きん(確認済のもの)	×	○
		豚・家きん混合(確認済のもの)	×	×
		めん羊・山羊・しか	×	×
	魚粉など魚介類由来たん白質(確認済のもの)	魚介類	×	○
動物性たん白質を含む食品残さ(残飯など)	ほ乳動物、家きん、魚介類	×	○	
その他	骨炭、骨灰(一定の条件で加工処理されたもの)	○	○	
	第2りん酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの)			

○ 飼料原料の利用規制(動物性油脂)

(平成29年3月現在)

油脂の種類	不溶性不純物含有量の基準(%以下)	牛用		豚用・鶏用
		代用乳	その他	
特定動物性油脂(注3)	0.02	○	○	○
イエローグリース(注4)	0.15	×	×	○
	豚、鶏由来	×	○	○
SRM等(注2)由来		×	×	×
回収食用油	0.02	○	○	○
	0.15	×	×	○
魚油	—	○	○	○
上の各欄に記載された以外の動物性油脂	—	×	×	×

注1:「確認済のもの」とは、基準適合することについて、農林水産大臣の確認を受けた工場の製品

注2:「SRM」とは、特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)のこと

「SRM等」とは、SRM及び農家でへい死した牛など、と畜検査を経ていない牛の部位のこと

注3:「特定動物性油脂」とは、食用脂肪のみを原料とする動物性油脂のこと

注4:「イエローグリース」とは、と畜残さ等をレンダリングして得られたもの(確認済のもののみ飼料利用可)

表示に従わずに使用した場合、法律による罰則(3年以下の懲役もしくは百万円以下の罰金又はこの併科)の対象となります

飼料添加物の利用に当たっては注意が必要です

飼料添加物について

飼料の品質低下を防いだり、有効成分を補給したり、栄養成分の利用を促進するために、飼料に混ぜ合わせるなどして使用されるもので、農林水産大臣により157種類（平成29年3月現在）が指定されています。

特に、抗菌性飼料添加物（抗生物質、合成抗菌剤）は、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的に農林水産大臣が指定したもので、薬事法に基づく動物医薬品とは異なりますので、注意が必要です。

（抗生物質17種類、合成抗菌剤6種類が指定されています。）

（飼料添加物の概要）

用途	類別	飼料添加物の種類
飼料の品質の低下防止 (17種)	抗酸化剤	エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール（3種）
	防かび剤	プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム（3種）
	粘結剤	アルギン酸ナトリウム、カゼインナトリウム、プロピレングリコール など(5種)
	乳化剤	グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル など(5種)
	調整剤	ギ酸（1種）
飼料の栄養成分その他の有効成分の補給 (88種)	アミノ酸	アミノ酢酸、DL-アラニン、L-アルギニン、塩酸L-リジン など(13種)
	ビタミン	ビタミンA、ビタミンE、イノシトール、塩化コリン など(34種)
	ミネラル	塩化カリウム、クエン酸鉄、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、酸化マグネシウム など(38種)
	色素	アスタキサンチン、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル、カンタキサンチン(3種)
飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進 (52種)	合成抗菌剤	アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、クエン酸モランテル など(6種)
	抗生物質	亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、エフロマイシン、エンラマイシン など(17種)
	着香料	着香料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、1種又は2種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。)(1種)
	呈味料	サッカリンナトリウム（1種）
	酵素	アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、キシラーゼ など(12種)
	生菌剤	エンテロコッカスフェカリス、エンテロコッカスフェシウム など(11種)
	有機酸	フマル酸、グルコン酸ナトリウム など(4種)
（合計 157種）		

の飼料添加物は、与えてよい飼料の種類(対象家畜等)や添加してよい量が定められています。

抗菌性飼料添加物の併用について

抗菌性飼料添加物は、その性質などから4種類の区分に分けられ、同一区分に含まれる2種類以上の抗菌性飼料添加物を併用することが禁止されています。家畜に複数の配合飼料を同時に給与する場合は、各々に含まれる抗菌性飼料添加物が併用禁止のものではないことを確認してください。

（抗菌性飼料添加物の概要）

第1欄	アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、デコキネート、ナイカルバジン、ナラシン、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
第2欄	クエン酸モランテル
第3欄	亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、エフロマイシン、エンラマイシン、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、フラボフォスフォリポール、リン酸タイロシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン
第4欄	ビコザマイシン、硫酸コリスチン

飼料製造管理者の設置(届出)について

抗菌性飼料添加物などを混ぜて飼料製造する場合は特別の注意が必要なことから、飼料安全法に基づき飼料製造管理者を設置することが義務付けられています。
製造した飼料を他に販売することなく自分で使用する場合(いわゆる自家配合)であつても設置は必要ですので注意してください。

飼料製造管理者の設置対象一覧

飼料の種類	飼料製造業者	自家配合農家
抗生物質(亜鉛バシトラシン等)を含む飼料	設置	設置
合成抗菌剤(クエン酸モランテル等)を含む飼料	設置	設置
落花生油かす(インド産)を含む飼料	設置	設置
防かび剤(プロピオン酸等)を含む飼料	設置	—
尿素、ジウレイドイソブタンを含む飼料	設置	—

※ TMRセンターや農家からの委託(飼料製造業者扱い)等で上記一覧に該当する配合飼料を原料として、サイレージ等と混合する場合も飼料製造管理者の設置対象となります。

※ 飼料製造管理者の資格要件や届出等の詳細に関しては、下記に確認願います。

【問い合わせ先】 **独立行政法人 農林水産消費安全技術センター(札幌センター)**

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目4-1 札幌第2合同庁舎8階
 TEL 050-3797-2716 FAX 011-261-6737

ホームページ <http://www.famic.go.jp/>

飼料の使用記録をつけましょう

安全な生産のためには、飼料の使用実績の把握が不可欠ですので、飼料の使用者は、使用時期を追いながら、使用場所、使用量、購入年月日、購入先などを記載して、その記録を保存するように努めなければならないとされております。(農林水産省令)
 (記録の保存期間の目安は、牛は8年間、採卵鶏は5年間、ブロイラーと豚は2年間)

記載例

(1) 使用した飼料の名称: ○○配合飼料○○カウ○○

使用した家畜等 : 乳牛

使用年月日	使用場所	使用量	譲り受け年月日	譲り受け先
H29. 4. 1	A畜舎	80kg	H29. 3. 15	○○商店
H29. 4. 2	A畜舎、a群	95kg	"	"
:				
H29. 4. 30	b群	50kg	H29. 4. 15	○○農協

(2) 使用した家畜等 : 肉牛

使用年月日	使用場所	使用した飼料の名称	使用量	譲り受け年月日	譲り受け先
H29. 4. 1	A畜舎	○○配合飼料○○ビーフ○○	80kg	H29. 3. 15	○○商店
"	A、B畜舎	○○配合飼料カーフ○○	120kg	"	"
"	a群	稲わら	20kg	"	自家産
"	b群	○○混合飼料○○	3kg	H29. 3. 20	○○(株)試供品
H29. 4. 2	A畜舎	○○配合飼料○○ビーフ○○	80kg	H29. 3. 15	○○商店
"	a群	○○配合飼料カーフ○○	50kg	"	"
"	A、B畜舎、a群	稲わら	40kg	"	自家産
:					
H29. 4. 30	b群	○○配合飼料○○ビーフ○○	50kg	H29. 4. 15	○○農協

粗飼料は残留農薬やかびの発生に注意しましょう

畜産物の安全を確保するため、飼料中における農薬やかび毒など有害物質の残留基準等が設定されています。粗飼料生産においては、登録のある農薬を使用基準に従い適切に使用するとともに、栽培・調整・保存の各段階で適切な管理を行い、かびの発生を防止しましょう。

発行: 北海道農政部生産振興局

畜産振興課(電話011-231-4111)